

別記

岐阜県森林サービス産業プランナーの派遣に係る事務手続き

内容	相談者	県	プランナー
		森林活用推進課	
派遣 依頼	派遣申込書の提出 → (原則 3 時間以内) ・希望日の 10 日前まで 収受 ←	収受、依頼 → 活動依頼書の送付 → 派遣通知書の送付 ←	収受
派遣	支援の実施 必要に応じて県が立会		
	内容確認 ← ・報告書にチェック ・写しの保管 手続き終了		活動結果報告書の作成 ・時間は 30 分単位で記入 (上限 3 時間)
報告		収受 ←	活動結果報告書の提出 ・派遣後 14 日以内 旅程の報告、 ETC 利用明細書の提出 (県旅費規程による)
支払 手続		支払 →	